

## 2016年 県議会における質問一覧

昨年1年間、県議会で積極的に質問に立ちました。以下に、質問項目について一覧を記載します。なお、質疑応答は、全てホームページに掲載しています。是非、ご覧ください。

<http://haranaka.jp/>

### ① 2016年「2月県議会」一般質問

- (1) 「民泊に対する本県の対応について」
- (2) 「人口減少社会の文化財保護について」

### ② 2016年「6月県議会」一般質問

- (1) 「本県の買い物難民対策について」
- (2) 「本県の産業廃棄物処分場の行政処分問題について」

### ③ 2016年「9月県議会」一般質問

- (1) 「大人の発達障がいに係わる支援について」
- (2) 「民生委員・児童委員の欠員問題と一斉改選への本県の対応について」

### ④ 2016年「決算特別委員会」

- (1) 「県有施設の防災対策について」  
(総務部防災危機管理局)
- (2) 「民泊問題について」  
(保健医療介護部)
- (3) 「本県の水産業の振興について」  
(農林水産部)
- (4) 「福岡都心地域都市再生緊急整備地域への本県の係りについて」  
(建築都市部)
- (5) 「若者の詐欺被害について」総括質疑  
(人づくり県民生活部、県警察)

### ⑤ 2016年「12月県議会」一般質問

- (1) 「合法木材の利用促進、県産材の活用、県庁の木質化など、本県の林業振興について」

## ▶ 「特別支援教育の充実」を果たしています！

我が会派はこの間、県内の「特別支援教育」の充実を求め、代表質問や一般質問で度々県を質してきました。この結果、本年『9月県議会』で、県教育委員会は「県立特別支援学校」を今後10年間で新たに3校設置する方針を明らかにするとともに、設置場所は古賀地区(糟屋、宗像、遠賀)、筑紫地区、糸島市域であることを示しました。「特別支援学校」への入学希

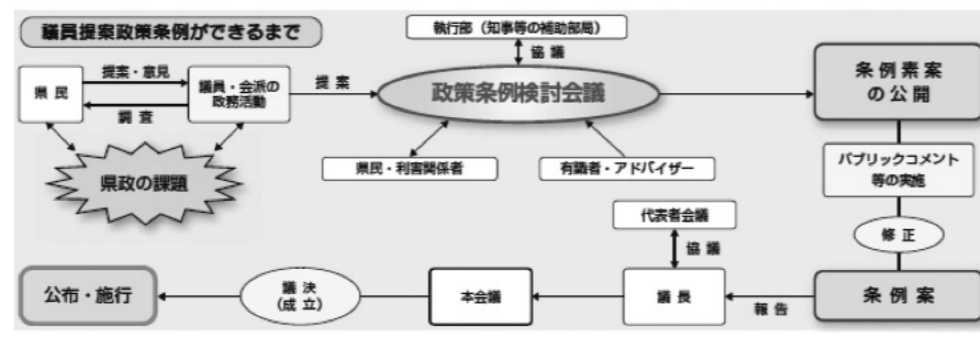
望者については、これまでの10年間で154.7%と増加。更に、今後10年間で約3割増える見込まれています。障がいのある子も、障がいのない子も、等しく教育を受け、社会で生きていくための基礎を築くことは当然の権利です。今後とも、県としてしっかりと「特別支援教育」の充実を図るよう、引き続き尽力して参ります。



2016年5月27日「文教委員会」視察

## ▶ 「福岡県観光振興条例」を議員提案として成立させました！

福岡県議会は、議員提案による政策条例の制定を目指し、各会派から選出された委員による常設の「議員提案政策条例検討会議」を設置しており、私もこの会議の委員として参画しています。会議の設置により、年に1本、議員提案による条例を制定すべく、会議で真摯な議論を続けており、今年度は『福岡県観光振興条例』(正式名称「観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例」)を制定しました。引き続き、議員提案による政策条例の制定を進めて参ります。



### これまでに制定した議員提案政策条例に基づく取り組み状況

福岡県飲酒運転模減運動の推進に関する条例  
(平成24年3月2日公布。平成27年3月3日改正)

福岡県薬物の濫用防止に関する条例  
(平成26年12月25日公布)

## ▶ 適切な「民泊」の推進に向けて質問を続けています！

2016年の訪日外国人数は累計で2,000万人を超えました。今日、外国人観光客のみならず、国内旅行者からも「民泊」に対するニーズが高まる中、国は『旅館業法施行令』改正、「特区法」施行令改正に取り組み、更には政令市による「旅館業法施行条例改正案」など、「民泊」解禁の動きは加速しつつあります。

しかし、反面、『旅館業法』の許可を得ずに旅館業を行う、いわゆる無許可「民泊」も増加し、こうした違法・脱法的な業に対する捜査、検挙も増えています。

私はこの間、「15年7月の「予算特別委員会」、16年3月の「2月県議会」、

更には「16年10月の「決算特別委員会」において、県内「民泊」の営業許可の状況及び無許可「民泊」に対する指導・取締り等について質してきました。今日、「民泊」問題に関して言えば、実態に対して法律が追いついていないのが現状です。したがって、国は速やかに「民泊」に対する法的対策を行うことが肝要であり、「民泊」を業として認める以上、業の届け出、保健所等の定期立ち入りに加え、オーナーが違法行為を発生しないよう自覚意識を高めることも大切です。

いわば、規制と緩和の両面から対策を講じることが必要だということです。

「民泊」という宿泊サービスならびに「民泊」あっせん・仲介業の否定ではなく、「宿泊業」として参入する以上、合法性(法的根拠)を求めることが必要であり、それらを得た上で、はじめて税制上の措置、許可要件の緩和などの施策を獲得することができます。今後とも、適法、適切な「民泊」の推進に取り組んで参ります。



## ▶ 大人の発達障がいに係る支援を求めました！

昨年『9月県議会』において、「大人の発達障がいに係る支援について」県の施策の充実を求めました。

『発達障害者支援法』('05年4月施行、'16年改正)に基づき、「乳幼児健康診査」や「就学時健康診断」において発達障がいの診断と発見が行われるようになりました。しかし、こうした対策が講じられるようになったのはここ10年来のことであり、発達障がいと診断されず、また、発達障がいの特性を持つものの、義務教育期を終

え、高等学校や大学に進学し、更に社会に出ていく成人の方も多いいらっしゃると思います。

就職したものの、仕事がしづらい、仕事ができないといった事象に直面し、精神的な悩みから専門の医療機関を受診して、はじめて発達障がいを指摘されるケースもあります。大人の発達障がいとは、大人になるまで発達障がいに気付かず、大人になってから診断を受けたり、自覚したりすることを言い、こうした方々をいかに支援していくかが課題となっています。

そのため、大人の発達障がいに係る県民啓発はもとより、とりわけ企業内での発達障がいに関する理解や、職場での対応は発達障がい当事者や発達障がい特性をもつ方々にとってきわめて重要なことから、県として、県内事業者に対する発達障がいに関する啓発を求めました。

また、「県高等技術専門校」での訓練や生活に関するカウンセリング及びケースワークの必要性についても指摘し、知事からは訓練生から相談を受けた際には、本

支えられています。誰もが住み慣れた地域で、安心して生活ができる社会をつくるため、民生委員・児童委員の方々の活動をこれからも支援し、サポートさせていただきます。

## ▶ 民生委員・児童委員の活動を支援するための質問を行いました！

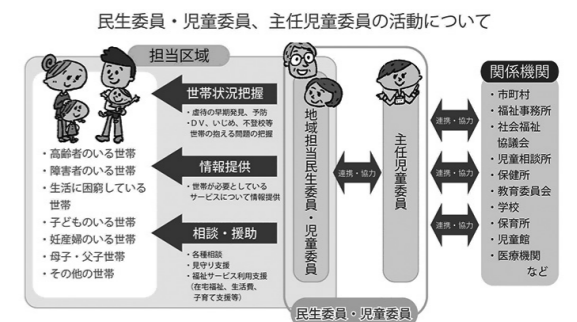
昨年12月の「民生委員・児童委員の一斉改選」にあたり、各地で円滑に委員の改選が図られるよう、『9月県議会』で県の対応を質しました。

まず、本年『民生委員制度創設100周年』を迎えるにあたり、県として取り組みをしっかりとサポートするよう求めました。

そして、民生委員の一斉改選については、自治体によっては個人情報保護の壁が見受けられ、民生委員の「なり手不足」を深刻化させています。これは、長い歴史と大きな実

績を積み重ねてきた民生委員活動の地域で果たしている意義や役割が、そもそも地域の住民に十分に理解されていないことが根本的な原因であり、県として積極的に広報活動を行うよう求めました。更に、民生委員の円滑な改選に向け、県としてもしっかり対応し、市町村を支援するよう求めました。

民生委員・児童委員の活動は、人格識見高く、広く地域の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある方々の



## ▶ 「発達障がい者支援センター」の増設を求めました！

現在、本県には「発達障がい者支援センター」は両政令市、田川市、広川町の計4カ所に設置されています。そのうち、田川市の支援センターの圏域は、粕屋・宗像・飯塚・直方・鞍手・田川・北九州・京築地区。広川町の支援センターの圏域は、福岡・筑紫・糸島・甘木・朝倉・久留米・八女・有明地区と、どちらも広範囲となっており、利用者の方々から利便性が

悪いとご指摘を頂いています。また、関係機関も、見相、障がい者就業センター、市所管の福祉事務所、保健所・保健センター、保育・幼稚園、小中高校、特別支援学校、5,326カ所が対象となっており、そのため、日常的な相談業務や訓練が滞っている状況です。

そこで、知事に対し、「発達障がい者支援センター」の増設、職

員の増員を求めました。これに対し、知事は「センターの増設を含めて検討を進めていく」と回答しました。



## ▶ 適切な「民泊」の推進に向けて質問を続けています！

2016年の訪日外国人数は累計で2,000万人を超えました。今日、外国人観光客のみならず、国内旅行者からも「民泊」に対するニーズが高まる中、国は『旅館業法施行令』改正、「特区法」施行令改正に取り組み、更には政令市による「旅館業法施行条例改正案」など、「民泊」解禁の動きは加速しつつあります。

しかし、反面、『旅館業法』の許可を得ずに旅館業を行う、いわゆる無許可「民泊」も増加し、こうした違法・脱法的な業に対する捜査、検挙も増えています。

私はこの間、「15年7月の「予算特別委員会」、16年3月の「2月県議会」、

更には「16年10月の「決算特別委員会」において、県内「民泊」の営業許可の状況及び無許可「民泊」に対する指導・取締り等について質してきました。今日、「民泊」問題に関して言えば、実態に対して法律が追いついていないのが現状です。したがって、国は速やかに「民泊」に対する法的対策を行うことが肝要であり、「民泊」を業として認める以上、業の届け出、保健所等の定期立ち入りに加え、オーナーが違法行為を発生しないよう自覚意識を高めることも大切です。

いわば、規制と緩和の両面から対策を講じることが必要だということです。

「民泊」という宿泊サービスならびに「民泊」あっせん・仲介業の否定ではなく、「宿泊業」として参入する以上、合法性(法的根拠)を求めることが必要であり、それらを得た上で、はじめて税制上の措置、許可要件の緩和などの施策を獲得することができます。今後とも、適法、適切な「民泊」の推進に取り組んで参ります。



## ▶ 大人の発達障がいに係る支援を求めました！

昨年『9月県議会』において、「大人の発達障がいに係る支援について」県の施策の充実を求めました。

『発達障害者支援法』('05年4月施行、'16年改正)に基づき、「乳幼児健康診査」や「就学時健康診断」において発達障がいの診断と発見が行われるようになりました。しかし、こうした対策が講じられるようになったのはここ10年来のことであり、発達障がいと診断されず、また、発達障がいの特性を持つものの、義務教育期を終

え、高等学校や大学に進学し、更に社会に出ていく成人の方も多いいらっしゃると思います。

就職したものの、仕事がしづらい、仕事ができないといった事象に直面し、精神的な悩みから専門の医療機関を受診して、はじめて発達障がいを指摘されるケースもあります。大人の発達障がいとは、大人になるまで発達障がいに気付かず、大人になってから診断を受けたり、自覚したりすることを言い、こうした方々をいかに支援していくかが課題となっています。

そのため、大人の発達障がいに係る県民啓発はもとより、とりわけ企業内での発達障がいに関する理解や、職場での対応は発達障がい当事者や発達障がい特性をもつ方々にとってきわめて重要なことから、県として、県内事業者に対する発達障がいに関する啓発を求めました。

また、「県高等技術専門校」での訓練や生活に関するカウンセリング及びケースワークの必要性についても指摘し、知事からは訓練生から相談を受けた際には、本

人の意向を尊重しながら、必要に応じて、医療機関や「発達障害者支援センター」、「精神保健福祉センター」といった医療・福祉の支援機関に関する情報を提供するなど、適切に対応していく答弁を受けました。

